

日本福祉大学トレーニングルーム利用規程

第1条 日本福祉大学トレーニングルームは、本学学生の課外活動援助の一環として、日本福祉大学後援会の寄贈を受けて設置されたものである。

第2条 トレーニングルームは、本学学生の日常的なサークル活動における体力トレーニング、本学学生の健康維持に供されることを目的とし、原則としてそれ以外の目的では使用しないものとする。

第3条 トレーニングルームを利用可能なものは原則として本学学生とする。

第4条 トレーニングルームを利用しようとする学生は「利用講習会」を受け、「利用許可証」の発行を受けなければならない。

第5条 トレーニングルームの利用時間帯は以下の表のとおりとする。

平日	9:15～22:15
休日	9:15～17:00

ただし、以下の期間は原則として利用できないものとする。

- 1) 月の第一日曜日
- 2) 一般入試当日
- 3) 職員の一斉休業日
- 4) その他整備に必要な期間

第6条 建物の管理業務は施設課がおこなう。

第7条 利用管理・機器備品管理業務は学生支援課がおこなう。

第8条 トレーニングルーム利用および管理の詳細については「トレーニングルーム利用管理マニュアル」の定めにしたがって行われるものとする。

第9条 この規程の所管課は学生支援課とする。

本規程の改廃は、本規程の改廃は、学生部運営委員会の議を経て、学生部長が行う。

附 則

- 1 この規程は2001年4月1日より施行する。
- 2 この規程は2007年4月1日より施行する。
- 3 この規程は2010年4月1日より一部改正施行する。
- 4 この規程は2013年4月1日より施行する。